

目次

- 1 総則
- 2 運用について
- 3 運用開始
- 4 使用にあたって
- 5 注意点
- 6 目的
- 7 運用方法及び注意点
- 8 共通事項
- 9 防火扉の定義

納まり図集

図番	建具仕様
001、	湿式工法（RC）片開戸
002、	湿式工法（RC）両開戸
003、	湿式工法（RC）外部SAT 片開戸
004、	湿式工法（RC）外部SAT 両開戸
005、	湿式工法（RCアゴ付）外部SAT
006、	湿式工法（ALC）
007、	乾式工法（普通曲げ）
008、	乾式工法（内曲げ）
009、	乾式工法（外曲げ）
010、	湿式工法（RC）PAT片開戸
011、	湿式工法（RC）PAT両開戸
012、	湿式工法（RC）煙関連動常時開放方開戸（90°）
015、	湿式工法（RC）煙関連動常時開放両開戸（90°）
018、	湿式工法（RC）煙関連動常時開放方開戸（180°）
021、	湿式工法（RC）煙関連動常時開放両開戸（180°）
024、	湿式工法（RC）方開 戸袋付防火戸 2枚折り戸90° 開き
027、	湿式工法（RC）両開 戸袋付防火戸 2枚折り戸90° 開き湿
030、	乾式工法（普通曲げ）片開片面フラッシュ
031、	乾式工法（普通曲げ）両開片面フラッシュ
032、	乾式工法（普通曲げ）両開片面フラッシュ点検口
033、	乾式工法（内曲げ）単窓

建具工事推奨納まり及び共通仕様書

1. 総則

1-1. 本書は、（社）日本シャッター・ドア協会会員各社のドア事業に関わる業務の遂行が円滑に行われ、会員各社の健全な発展に寄与することを目的とする。

1-2. 本書は、製品の施工に必要な納まりについて標準を定めた図書である。

1-3. 本書は、一般的な納まりについて作成されたものであり、本書に記載された以外の納まりについては、各建物の仕様及び監督者との協議により決定するものとする。

2. 運用について

2-1. 協会会員各社によって作図の仕様等が異なる場合があり、このため本仕様書は作図範囲の参考として活用するものとする。

3. 運用開始

【建具工事推奨納まり図】の運用開始は、
2009年 11月 1日 より開始する。

4. 使用にあたって

本書の使用にあたっては、本書の有効性を相互で理解するため、工事の監督者と事前に協議すること。

5. 注意点

5-1. 鋼製建具工事で通常用いる工場製作用図面に対し、現場納まりの適正な範囲を超えた記入を求められている場合がある。本来、公共工事などで定められた規定では、鋼製建具工事業者が作図するものは「工場製作用の図面」及び「製作・取付け図」である。このことから「製作・取付け図」と「施工図」の区別を明確に行う必要である。

- (a) 鋼製建具工事業者の作成する図面は「工場製作用の図面」である。
- (b) 「製作・取付け図」には、製品の取付けに必要な最小限の部分を記入する。
- (c) 「製作・取付け図」には、責任範囲を明確にし、“別途表示”を行う。

建具工事推奨納まり及び共通仕様書

6. 目的

本「推奨納まり図」は、製品の施工に伴う作図範囲を標準例とした（社）日本シャッター・ドア協会が推奨する納まり図集である。

7. 運用方法及び注意点

7-1. 作図に当っては「推奨納まり図」を参考に作図を行う。とくに注意する点は、納まりの作図範囲を遵守し、この範囲を超える書き込みを行わないよう徹底することである。

7-2. (a) 「推奨納まり図」以外の書き込みをしない。
(b) 契約外の壁、床、天井等の書き込みに対しては必ず“契約外”もしくは“別途工事”の表記を行うこと。
(c) 契約外製品以外との取合い作図については、原則として行わないこととする。

8. 共通事項

8-1. 「推奨納まり図」はあくまでも標準的な納まり図集であり、各社基準図を補助する役割のものである。

8-2. 下記共通事項については、業界の一般的基準例とし活用される物である。

8-3. 建具の種類と名称

種類	名称	備考
一般鋼製建具	SD	通常の鋼製建具一般に用いられる名称(各社基準による。)
防火扉	FSD	建築基準法で定められた防火基準を満たしたもの 「防火設備」「特定防火設備」「複合防火設備」
鋼製窓	SW	嵌殺し、引違、引分等各種鋼製窓に対する名称。
木製扉枠	SWD	木製扉を吊り込む鋼製建具枠、扉は契約外工事。 ※例外あり、メーカーによっては一式受注
三方枠 一方見切枠等	SF	仕上端部を意匠的に塞ぐ見切枠状況により縦枠のみや三方枠など各種あり。
軽量建具	LD	薄板(0.6~0.8mm)を使用し中骨の替りに充填物を使用した軽量の扉。 ※充填材は、ペーパーハニカム等
引き戸	HD	通常の片引戸・両引分等引戸全般の名称。 ※他に軽量引戸(LHD)あり。

9. 防火扉の定義

9-1. 防火扉の定義は、建築基準法に定められた下記性能及び法定義により種別される。

9-2. 防火性能基準及び法令

種別	防火設備 (旧 乙種防火戸)	特定防火設備 (旧 甲種防火戸)
性能	耐火性能 20分	耐火性能 60分
法定義	建築基準法第二条第9号の二、ロに規定された防火設備。 国土交通大臣が定める構造、方法(告示第1360号)	建築基準法施行令第112条に規定された特定防火設備。 国土交通大臣が定める構造、方法(告示第1369号)
備考	上記のほかに 複合防火設備(遮煙防火設備)があります。 これについては、平成19年12月発行の日本シャッター・ドア協会、ドア技術委員会監修・製作 「防火戸の運用に関する手引き」を参照してください。	